

令和5年9月28日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	5	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私立中学高等学校協会 理事長 工藤 誠一 外(1団体) 250人		高橋 栄一郎 中村 武人 近藤 大輔 谷口 かずふみ	
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は近代私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校(全日制)、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、令和六年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>令和六年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

# 福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	3-1	付議年月日	5. 5. 17
件名	病気(がん)による長期欠席の高校生の学業継続について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	川崎市高津区下作延 3-1 3-4 6 金 井 久美子		
陳情項目			
<p>1 神奈川県には「入院時学習支援」で入院中の学習機会を作る制度がありますが、講師の行う「入院時学習支援」だけでは進級や遅れた学業をすべてカバーして進級を可能にすることはできません。すべての高校で、在籍高校の教科担任との速やかな連絡体制と連絡対応者を明確にして、学業の遅れを取り戻すサポートや、進級できるかを計るための手立てを提示・実施して下さい。</p> <p>2 高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブックをがんを発病したらすぐに、生徒とその保護者、またその生徒の在籍する高等学校の管理職および担任、学年の教員に配布して下さい。発病の早い段階で目を通し、教育を継続することの意義や病気(がん)に対する理解を持ち、生徒の切れ目ない学びの確保を協力して行って下さい。</p> <p>3 県立・私立・市立どの高校でも「入院時学習支援」を受けられるようにするとともに、オンライン授業を単位認定材料とし、進級できない場合も単位を持って転学できるよう1つでも多くの単位を取得できる手立てを受けられるようにして下さい。</p>			
陳情の理由・経緯等			
<p>息子は県立大和高校1学年の3月末に悪性腫瘍を発症して、7月末まで入院治療を行いました。入院時学習支援で非常勤講師による英語・国語・数学の授業を受けたが、それ以外に学業の遅れを取り戻すサポートや、進級できるかを計るための手立ての提示はほとんどありませんでした。そのため、9月の復学時にすでに進級のための必要時数がほとんどの教科で足りなくなっていました。</p> <p>復学して保護者同伴で修学旅行に参加できましたが、勉強についていけず、11月の模試の時に登校時に起き上がれなくなる体調不良を訴え、通学できなくなりました。進級の時数にはならない課題(在校生の授業で使ったプリント)が少し出されましたが、3月に原級留置となったとの連絡を受けました。</p> <p>新年度に一つ下の学年で頑張ってみようとしたが、登校することができていません。原級留置は本人の心身の負担も大きく生徒が高校を辞め、進路変更することがほとんどだと聞きます。</p> <p>県立大和高校では、体調の心配や仕事が増えることを嫌気して、進級につながる学習サポートの提示がほとんどなく、生徒の要望が教科担任に伝わりにくい状況でした。</p> <p>辛い治療を終えた子どもが、高校生活にもどってまた違う辛い状況に追い込まれ、高校を辞めてしまうことがないようにしていただきたいと思い、陳情しました。よろしく願いいたします。</p>			

陳情番号	6	付議年月日	5 . 6 . 1 9
件名	ともしびショップ県庁店の復活を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	藤沢市大庭5066-1 湘南小糸6-106村田方 障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会 代表 今津一男 外2人		
<p>陳情の趣旨</p> <p>「ともしびショップ」は、障害者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、神奈川県社会福祉協議会が認定している喫茶店や売店です。「ともに生きる福祉社会づくり」を目指す「ともしび運動」の輪を地域に広げていくための一つの形として、平成元年（1989年）に第1号店の県庁店がオープンして以来、県内各地の公共の建物や公園など、さまざまな場所に開設されています。</p> <p>しかし、本年3月、採算が取れないとのことで県庁店が閉店となりました。「ともしびショップ」は、特別支援学校の生徒にとって就労経験を広げる貴重な実習先ともなってきました。特に喫茶業務は人気の職種であり、今回の閉店は、多様な就労経験の機会を確保する上でも、ともに生きる共生社会を目指す上でも、大きな損失となります。</p> <p>この4月には、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。今後、条例に基づいて「基本計画」が策定されるとのことですが、条例が「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制の更なる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果敢に見直しを行うこと」との意見を付して全会一致で可決されたことを踏まえ、今回の閉店を一事業者の問題とせず、県として課題認識を持って取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>現在、県庁店跡地を障害福祉で活用するよう検討中とのことですが、以上を踏まえ、次のように陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>ともしびショップ県庁店を、従来の喫茶店形式で復活させてください。</p>			

陳情番号	8	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書提出についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	川崎市川崎区渡田向町20-3 田邊 千司子		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書を提出して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>現在、結婚に当たってはほとんどの場合、女性が改姓をしています。女性の社会進出が進む中、勤務先や日常生活での不便さを訴える声は少なくはありません。</p> <p>各省庁はすでに運転免許証や住民票、マイナンバーカード、パスポート、法人登記簿などについて旧姓併記ができるように改めており、多くの企業が職場での旧姓の通称使用を認めています。しかしながら、旧姓の通称使用は法律に基づいていないために、例えば民間公益法人の資格や金融機関など、旧姓の通称使用を認めていないケースがあります。</p> <p>政府は令和2年、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定し、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じる事のないよう、引き続きの旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」と明記しました。</p> <p>つきましては、政府及び国の関係機関に、旧姓の通称使用の拡大に向けた現実的な制度の導入などを求める意見書を貴議会として提出して頂きますようお願い致します。</p>			

陳情番号	9	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	神奈川県営の30代以下の若者向けの発達障害者の当事者会の開設を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>30代以下の若者向け発達障害者のための神奈川県営の当事者会を開設するよう神奈川県に求める。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>最近発達障害者が増加しています。東京では、発達障害者の当事者会がありますが、神奈川県は、発達障害者の当事者会が少なく、特に30代以下を対象にした当事者会がとても少ないです。</p> <p>神奈川県が30代以下の発達障害者のための神奈川県営の当事者会を開設して当事者同士の交流を深めたり共有できる場をつくるべきだと思います。</p>			



# 健康醫療局關係陳情

陳情番号	10	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p>【陳情項目】</p> <p>2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。</p> <p>【陳情の理由、経緯など】</p> <p>6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な不可欠な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・</p>			

原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上